

平成 27 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社デイトナ
 代 表 者 代表取締役社長 鈴木 紳 一 郎
 (コード番号 7228)
 問 合 せ 先 取締役管理部長 中 嶋 哲 司
 (TEL 0538-84-2200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 3 月 24 日開催予定の第 43 期定時株主総会に、定款の一部変更の件について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

定款第 5 条については、インターネットの普及による利便性向上及び公告手続き合理化のため、電子公告によることを追加するものであります。また第 22 条については取締役会の開催を機動的にするため、招集のための通知期間短縮を図る目的であります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条 (条文省略) (公告の方法) 第5条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	第1条～第5条 (現行どおり) (公告の方法) 第5条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、事故やその他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u>
第6条～第21条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の <u>7</u> 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. (条文省略)	第6条～第21条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の <u>3</u> 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. (現行どおり)
第23条～第38条 (条文省略)	第23条～第38条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 3 月 24 日(火曜日)
 定款変更の効力発生日 平成 27 年 3 月 24 日(火曜日)

以上